

委託契約書（案）

公益財団法人北海道スポーツ協会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、2026年北海道・カナダアルバータ州親善スポーツ交流宿泊等手配業務委託契約の次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）甲が指定した期日の宿泊及び食事、ミーティングルームの手配
- （2）甲が指定した日時のバス借り上げの手配
- （3）甲が指定した施設見学先の手配
- （4）甲が指定した航空券等の手配
- （5）甲が指定した通訳の手配
- （6）上記手配の変更等があった場合の代替え対応手配
- （7）上記以外で甲により指示のあった各種手配

（処理の方法）

第2条 乙は、別紙の委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）によりそれぞれ定められた業務を処理しなければならない。

- 2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。
- 3 乙は、この契約締結後速やかに、仕様書に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和8年9月30日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）を乙に支払うものとする。ただし、第14条の規定による精算の結果、当該実支出額をもって委託料の額とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務担当員)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務従事者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は業務従事者を変更した場合も、同様とする。

2 乙は、緊急の場合における乙の執務時間内及び執務時間外の連絡方法を定め、甲に通知するものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第10条 甲は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、ただちに必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第11条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又その全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料の額または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(報告義務)

第12条 乙は、次の各号に掲げる事実が生じたときは、直ちに甲又は業務担当員と協議しなければならない。

- (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められたとき。
- (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
- (3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅延なく甲又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(調査等)

第13条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(実績報告等)

第14条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び収支精算書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された実績報告書及び収支精算書を審査の上、委託料の額を確定して乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第 15 条 乙は本業務が終了後、甲に対して請求をするものとする。

2 甲は、乙から前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に当該委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払い場所は、北海道スポーツ協会出納責任者の勤務する場所とする。

(甲による契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不適當であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

(3) その他、その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等の賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、第 1 項各号に定めるほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

(乙による契約の解除)

第 17 条 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲に明確な理由を記載した文書にて通知しなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、第 16 条第 1 項の規定により契約が解除されたときは、委託料の額の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、第 16 条第 2 項の規程により契約が解除された場合に生ずる一切の損害賠償を請求しないものとする。
- 3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し、甲に損害をあたえた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 4 第 16 条の 2 の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 前 2 項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 6 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担による。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、委託業務遂行に伴い知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号）を遵守し、適正な管理を行うものとする。

(秘密の保守)

第 20 条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第 21 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 22 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 札幌市豊平区豊平 5 条 11 丁目 1 番 1 号
公益財団法人北海道スポーツ協会
会 長 荒 川 裕 生

乙